

要 領 及 び 通 達

- 1 市町に対する気象注意報・警報等の伝達について
- 2 気象に関する注意報・警報等の伝達について
- 3 水防非常配備に対する準備態勢としての連絡員待機について
- 4 兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定等
- 5 津波における水防非常配備態勢に関する協定書

参 考 資 料

- 1 注意報及び警報の種類及び発表基準
- 2 洪水予報 発表対象区域
- 3 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表

昭和52年7月26日

北摂整備局土木部長
各土木事務所長 殿
姫路港管理事務所長

土 木 部 長

市町に対する気象注意報・警報等の伝達について

標記について、かねて市町から県地域防災計画による系統と、水防計画による系統を、1本化するよう要望があり、各市町の意見を照会した結果、1本化にする希望が多かったので、各市町の意見を調整し、水防計画による系統を廃止することとしました。よって、別添のとおり、生活部長から各市町に通知をしたのでおしらせします。

なお、各市町の水防関係担当課にも、この旨を周知させ、実施については、下記のとおり遺憾のないようにして下さい。

記

- (1) 水防系統の通報は、雨、洪水、高潮に関するものであるが、地域防災計画では、すべての気象情報を通報する義務があるので、水防系統による通報を廃止する。
- (2) 土木事務所等から市町への通報をとりやめる。よって、県水防計画第6章第1節の気象状況通知の水防管理者（市町長）への通知の項は、当分の間、この通達によるものとする。
- (3) 気象注意報、警報等の土木事務所等への通報は従来どおりとする。
- (4) 水防指令、水防警報等のとりあつかいは、従来どおりとし、連絡をうけた土木事務所等は、関係市町へ通報する。
- (5) 通信の途絶等により、消防防災課からの通報が不能になったときには、水防系統を利用することもあり得るので申添える。
- (6) 市町への連絡を廃止したときには、現在実施している略号による通報も廃止することもあり得る。

各 市 町 長 殿
各消防事務組合管理者

兵 庫 県 生 活 部 長

気象に関する注意報・警報等の伝達について
(津波に関するものを除く)

県地域防災計画および水防計画による気象注意報・警報等の伝達については、かねてからその伝達ルートを一本化するよう要望があり、県において各市町の意見を照会する等、検討を行って来たところではありますが、今後下記のとおり実施したいので関係者に周知されるようお願いいたします。

記

- 1 各市町における受信担当部課等を別表のとおりとし、市町の関係部課等に対する必要な通報は、受信部担当部課が行う等、夫々の実情に応じて実施されるよう計画されたい。
- 2 注意報等の発表機関（県北部は豊岡測候所・県南部は神戸海洋気象台）から上記1に至る伝達ルートは、県地域防災計画の伝達系統図による。
- 3 水防法第10条の2に定められた水防管理者（市町長）に対する通報は今後上記1および2によって行うこととし、従来県土木事務所等を通じて行っていた通報は、取り止める。
- 4 実施期日 昭和52年 8 月16日から実施
- 5 留意されたい事項
 - (1) 今回の措置は、気象に関する注意報等の伝達に限るものであり、水防指令等、気象以外の事項については従来から定められた伝達ルートによる。
 - (2) 気象注意報等の伝達は、災害対策基本法・水防法・気象業務法に定められた業務であり市町における関係部課等多岐にわたることと思われるので、受信担当部課等から関係部課等に対する通報洩れがないよう十分に配慮されたい。
 - (3) 気象警報は、気象業務法によって電々公社からも通報されるが、市町における受信担当課については、伝達が適正に行われるよう市町の防災計画等で検討されたい。

※ 平成15年 4 月 1 日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月 1 日に廃止となりました。

各土木事務所長
関係各課長 殿

土 木 部 長

水防非常配備に対する準備態勢としての
連絡員待機について (通知)

近年、局地的、突発的な集中豪雨が各地で多発する状況に鑑み、水防非常配備態勢の迅速な展開を図るため、本年度よりその準備態勢として連絡員待機を行うこととしたいので、下記に留意の上、実施にあたって遺漏のないよう取図られたい。

記

1. 連絡員待機は、神戸海洋気象台または豊岡測候所から水防に関する注意報が発表されるおそれがある時、または発表された時等、水防本部が必要と認めた時に水防本部長が各事務所長に発令する。
ただし、事務所長の判断により、連絡員待機を行う場合はその限りでない。
2. 連絡員待機に要する人員は数名をもってこれにあたることとし、雨量、水位または潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行う。
3. 連絡員待機は雨量等の情報連絡を行うとともに水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。

※ 平成15年4月1日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月1日に廃止となりました。

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策に携わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報・特別警報及び観測資料等（以下、「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する特別警報、警報、注意報及びそれらを補完する気象情報等（以下、「警報事項等」という。）を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置

（装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な操作を設置する。

2 前項の操作のうち、甲は、乙の所管する庁舎内に、別表1に示した情報交換のために必要な装置を設置する。

（費用負担）

第3条 別表1に示した装置の設置、運用及び維持管理に要する経費は、情報の相互交換を実施するうえで必要な維持管理費（電力の使用量をいう。）を除き、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第4条 乙は、別表1の装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、別表1の装置の設置に先だち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第3章 管理運用

（点検及び管理）

第6条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 甲が別表1に示した装置の定期点検及び修理等の作業を実施するに際して、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

第4章 情報交換

(方法交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い)

- 第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な情報を相互に交換する。
- 2 前項により甲が受領した警報事項等は、防災情報提供システムにより受領したものに準じて取り扱うことができる。
- 3 情報の提供並びに交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他

(有効期間)

第8章 この協定の有効期間は、平成21年3月10日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲またはおつから申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成8年8月28日）」は廃止する。

平成21年3月10日

平成25年10月1日一部改正

甲 兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

乙 神戸地方気象台長 馬 場 雅 一

別表1 装置一覧

設置機器	台数	項目	仕様
DSU	1	型式	I-DSU
		メーカー	西日本電信電話(株)

兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の 交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項の定めに基づき、情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（管理・運用等）

第2条 システムの運由、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。

3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。

5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。

6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データをFAX等の方法により乙に提供するように努めるものとする。

7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。

（甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。なお、別表2における「各地の震度に関する情報」に含まれる兵庫県内の気象庁設置震度観測点は、付表5のとおりとする。

（第三者への情報提供及び発表）

第5条 甲及び乙は、前2条に定められた情報について、それぞれ別表3及び別表4の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システムにおいても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。

3 甲から乙に提供された情報は、乙（気象庁及び大阪管区気象台を含む）が発表する情報に利用することができる。

（情報の加工）

第6条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するも

のとする。

(目的外の利用)

第7条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第8条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し、各自1通を保管する。

附 則

本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定(平成8年8月28日)」及び「情報交換に関する運用細目(平成16年4月1日)」は、廃止する。

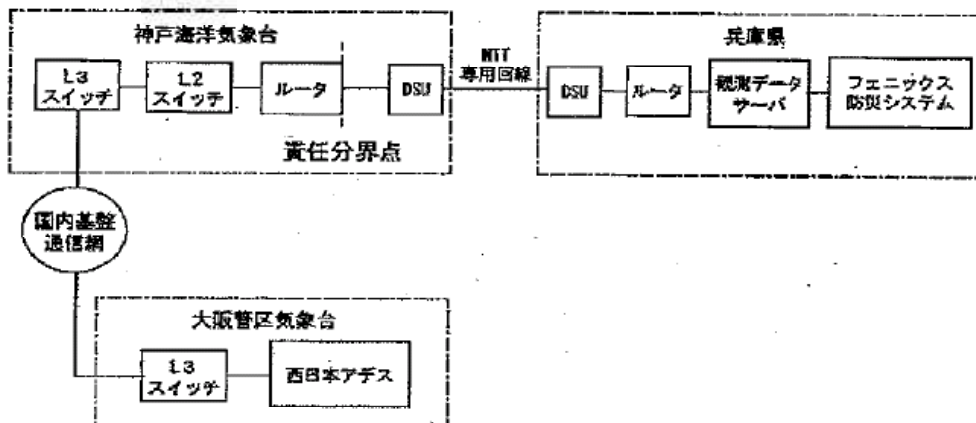
平成21年3月10日

平成25年10月1日一部改正

甲 兵庫県企画県民部
災害対策局災害対策課長 足立 誠

乙 神戸地方気象台観測予報管理官 西村 修司

別図 システム接続方法及び責任分界点



別表1 甲から乙へ提供する情報

情報の種類
雨量（兵庫県内（付表1に示す地点））
河川水位（兵庫県内（付表2に示す地点））
震度情報（兵庫県内（付表4に示す地点））

別表2 乙から甲へ提供する情報

情報の種類
気象予・警報（神戸海洋気象台発表分）
アメダス観測資料（兵庫県を含む範囲（付表3））
津波警報・注意報
震度速報
地震及び津波に関する情報
各地の震度に関する情報
お知らせ

別表3 甲から配信する機関

機関名	範囲
本庁舎	兵庫県本庁舎（付表6）
県地方機関	兵庫県地方機関（付表7）
関係機関	国、自衛隊、海上保安本部、気象台、県警本部、警察署、市町、消防本部、市町防災センター、ライフライン、日本赤十字、医療センター（付表8）

別表4 乙から配信する機関

機関名	備考
気象庁、大阪管区気象台	雨量情報、震度情報

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その1)

番 号	観測所名	住 所	番 号	観測所名	住 所
0001	藤原橋	神戸市西区押部谷町和田			
0002	有野	神戸市北区有野町唐櫃	0052	吉川	三木市吉川町吉安
0003	天王ダム	神戸市北区山田町字下谷上	0053	馬瀬	加東市馬瀬
0004	神戸	神戸市長田区浪松町	0054	加美	多可郡多可町加美区西山
0005	淡河	神戸市北区淡河町淡河	0055	下野間	多可郡多可町八千代区下野間
0006	住吉	神戸市東灘区住吉東町	0056	中畑	西脇市中畑町
0007	若草東	神戸市須磨区若草町	0057	桃津	三木市細川町桃津
0008	植物園	神戸市北区山田町上谷上	0058	中野	加西市中野町
0009	木見	神戸市西区見津が丘	0059	菅生ダム	姫路市夢前町苜野
0010	石井ダム	神戸市北区山田町下谷上	0060	夢前	姫路市夢前町前之庄
0011	北区役所	神戸市北区鈴蘭台西町	0061	生野ダム	朝来市生野町竹原野
0012	中山手	神戸市中央区中山手通	0062	黒川	朝来市生野町黒川
0013	平野	神戸市西区平野町宮前	0063	越知	神崎郡神河町越知
0014	伊川谷	神戸市西区前開南町	0064	神崎	神崎郡神河町東柏尾
0015	道場	神戸市北区道場町生野	0065	福崎	神崎郡福崎町西田原
0016	大沢	神戸市北区大沢町中大沢	0066	姫路	姫路市北条
0017	箕谷	神戸市北区山田町原野	0067	大河内	神崎郡神河町上小田
0018	六甲山	神戸市東灘区六甲山町	0068	下牛尾	神崎郡市川町下牛尾
0019	名塩	西宮市塩瀬町名塩	0069	伊勢	姫路市林田町下伊勢
0020	奥池	芦屋市奥池南町	0070	砥堀	姫路市砥堀
0021	尼崎港	尼崎市道意町	0071	下手野	姫路市広畑区東夢前
0022	西宮	西宮市櫛塚町	0072	勝原	姫路市勝原区下太田
0023	清水	川辺郡猪名川町清水	0073	足尾	神崎郡神河町長谷
0024	楊津	川辺郡猪名川町木津	0074	上越	知神崎郡神河町越知
0025	大原野	宝塚市大原野	0075	菅生	姫路市夢前町菅生
0026	伏見台	川辺郡猪名川町伏見台	0076	坂根	姫路市夢前町山之内
0027	武田尾	宝塚市玉瀬	0077	苜野	姫路市夢前町苜野
0028	宝塚	宝塚市旭町	0078	小室	神崎郡市川町小室
0029	伊丹	伊丹市千僧			
0030	多田院	川西市多田院	0080	坊勢	姫路市家島町坊勢
0031	青野ダム	三田市加茂上平山	0081	安富ダム	姫路市安富町皆河
0032	母子	三田市母子	0082	引原ダム	宍粟市波賀町日の原
0033	三田	三田市天神	0083	戸倉	宍粟市波賀町戸倉
0034	三田小野	三田市小野	0084	三軒	宍粟市一宮町東市場
0035	藍本	三田市藍本	0085	龍野	たつの市龍野町富永
0036	西野上	三田市西野上	0086	福栖	たつの市新宮町福栖
0037	高平	三田市上槻	0087	千種	宍粟市千種町千草
0038	志方	加古川市志方町山中	0088	上石井	佐用郡佐用町上石井
0039	稲美	加古郡稲美町国岡	0089	三日河	佐用郡佐用町上三河
0040	加古川	加古川市加古川町寺家	0090	三日月	佐用郡佐用町乃井野
0041	明石	明石市中崎	0091	円光寺	佐用郡佐用町久崎
0042	権現	加古川市平荘町西山	0092	矢野	相生市矢野町真広
0043	魚住	明石市二見町東二見	0093	木津	赤穂市木津字
0044	天川水門	高砂市春日野町	0094	安室ダム	赤穂郡上郡町行頭
0045	中社	多可郡多可町中区中村	0095	長谷ダム	たつの市新宮町上苜原
0046	加西	加東市社	0096	上郡	赤穂郡上郡町上郡
0047	加小	加西市北条町横尾	0097	佐用	佐用郡佐用町佐用
0048	小野	小野市王子町宮山	0098	相生	相生市旭
0049	三木	三木市宿原	0099	山崎	宍粟市山崎町庄能
0050	西脇	西脇市野村町	0100	有年	赤穂市有年原

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その2)

番 号	観測所名	住 所	番 号	観測所名	住 所
0101	折 方	赤 穂 市 折 方	0151	諸 寄	美 方 郡 新 温 泉 町 諸 寄
0102	上 郡 土 木	赤 穂 郡 上 郡 町 光 都	0152	久 斗 山	美 方 郡 新 温 泉 町 久 斗 山
0103	倉 床	粟 市 一 宮 町 倉 床	0153	鎧 畑	美 方 郡 香 美 町 香 住 区 鎧 畑
0104	西 深	粟 市 一 宮 町 福 知	0154	多 子	美 方 郡 新 温 泉 町 多 子
0105	安 積	粟 市 一 宮 町 西 安 積	0155	佐 坊	美 方 郡 香 美 町 小 代 区 佐 坊
0106	上 野	粟 市 波 賀 町 上 野	0156	森 脇	美 方 郡 香 美 町 村 岡 区 森 脇
0107	穴 栗 中 野	粟 市 山 崎 町 中 野	0157	長 瀬	美 方 郡 香 美 町 村 岡 区 長 瀬
0108	河 内	粟 市 千 種 町 河 内	0158	古 市	篠 山 市 油 井
0109	八 鹿	養 父 市 八 鹿 町 下 網 場	0159	青 垣	丹 波 市 青 垣 町 佐 治
0110	朝 来	朝 来 市 新 井	0160	国 領	丹 波 市 春 日 町 棚 原
0111	和 田 山	朝 来 市 和 田 山 町 玉 置	0161	柏 原	丹 波 市 柏 原 町 柏 原
0112	関 宮	養 父 市 関 宮	0162	篠 山	篠 山 市 郡 家
0113	大 屋	養 父 市 大 屋 町 夏 梅	0163	今 田	篠 山 市 今 田 町 市 原
0114	大 路 ダム	朝 来 市 和 田 山 町 久 世 田	0164	東 本 荘	篠 山 市 東 本 荘
0115	藪 崎	養 父 市 藪 崎	0165	市 島	丹 波 市 市 島 町 市 島
0116	大 坪	養 父 市 大 坪	0166	山 南	丹 波 市 山 南 町 谷 川
0117	大 月	朝 来 市 山 東 町 大 月	0167	青 田	丹 波 市 山 南 町 青 田
0118	長 野	養 父 市 長 野	0168	桑 原	篠 山 市 桑 原
0119	奥 田 路	朝 来 市 田 路	0169	稲 継	丹 波 市 氷 上 町 稲 継
0120	栃 原	朝 来 市 生 野 町 栃 原	0170	北 和 田	丹 波 市 山 南 町 北 和 田
0121	奈 良 尾	養 父 市 関 宮	0171	森	丹 波 市 市 島 町 下 竹 田
0122	中 間	養 父 市 大 屋 町 中 間	0172	三 宝 ダム	丹 波 市 春 日 町 上 三 井 庄
0123	明 延	養 父 市 大 屋 町 和 田	0173	みくまりダム	篠 山 市 三 熊
0124	糸 井	朝 来 市 和 田 山 町 内 海	0174	西 紀 ダム	篠 山 市 栗 柄
0125	与 布 土 ダム	朝 来 市 山 東 町 与 布 土	0175	仁 井	淡 路 市 仁 井
0126	森 本	豊 岡 市 竹 野 町 森 本	0176	論 鶴 羽 ダム	南 あ わ じ 市 神 代 浦 壁 与 口 野 原
0127	伊 府	豊 岡 市 日 高 町 伊 府	0177	論 鶴 羽	南 あ わ じ 市 神 代 浦 壁
0128	出 石	豊 岡 市 出 石 町 川 原	0178	掃 守	南 あ わ じ 市 榎 列 掃 守
0129	城 崎	豊 岡 市 城 崎 町 湯 島	0179	洲 本	洲 本 市 塩 屋
0130	豊 岡	豊 岡 市 幸 町	0180	牛 内 ダム	南 あ わ じ 市 賀 集 牛 内
0131	但 東	豊 岡 市 但 東 矢 根	0181	大 日 ダム	南 あ わ じ 市 賀 集 生 子
0132	竹 野	豊 岡 市 竹 野 町 竹 野	0182	分 水 堰	南 あ わ じ 市 北 阿 万
0133	野 垣	豊 岡 市 吉 井	0183	郡 家	淡 路 市 北 山
0134	大 岡 山	豊 岡 市 目 坂	0184	志 筑	淡 路 市 志 筑
0135	山 田	豊 岡 市 日 高 町 山 田	0185	成 相 ダム	南 あ わ じ 市 八 木 馬 回
0136	森 尾	豊 岡 市 森 尾	0186	北 富 士 ダム	南 あ わ じ 市 八 木 馬 回
0137	藤 井	豊 岡 市 日 高 町 竹 貫	0187	相 川	洲 本 市 相 川 組
0138	畑 山	豊 岡 市 但 東 町 畑 山	0188	灘 土 生	南 あ わ じ 市 灘 土 生
0139	久 畑	豊 岡 市 但 東 町 久 畑	0189	由 良 町	洲 本 市 由 良
0140	但 東 ダム	豊 岡 市 但 東 町 畑 山	0190	沼 島	南 あ わ じ 市 沼 島
0141	美 方	美 方 郡 香 美 町 小 代 区 神 水	0191	都 志	洲 本 市 五 色 町 都 志
0142	石 橋	美 方 郡 新 温 泉 町 前	0192	榎 列	南 あ わ じ 市 榎 列 大 榎 列
0143	浜 坂	美 方 郡 新 温 泉 町 芦 屋	0193	福 良	南 あ わ じ 市 福 良 乙
0144	湯 舟	美 方 郡 香 美 町 村 岡 区 村 岡	0194	楠 本	淡 路 市 楠 本
0145	香 住	美 方 郡 香 美 町 香 住 区 油 良	0195		
0146	温 泉	美 方 郡 新 温 泉 町 竹 田			
0147	八 原	美 方 郡 香 美 町 香 住 区 八 原			
0148	対 田	美 方 郡 新 温 泉 町 対 田			
0149	佐 津	美 方 郡 香 美 町 香 住 区 無 南 垣			
0150	村 岡 事 務 所	美 方 郡 香 美 町 村 岡 区 川 会			

付表2 兵庫県水位観測所一覧表(その1)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1001	今藤原	津明石川	1057	下手野	夢前川
1002		橋明石川	1058	勝原	大津茂川
1003	上	池伊川	1059	上	引原川
1007	塩道	田有馬川	1060	三軒	家揖保川
1008		場武庫川	1061	穴	部林田川
1009	名	谷福田川	1063	中	井林田川
1010	菊水	橋新湊川	1064	福	栖栗栖川
1011	住	吉住吉川	1065	千	種千種川
1012	淡	河淡河川	1066	上三	河千種川
1013	生	瀬武庫川	1067	米	田志文川
1014	甲武	橋武庫川	1068	久	崎千種川
1015	上山	口有馬川	1069	佐用水	位佐用川
1016	小曾	根武庫川	1070	円光	寺佐用川
1020	多	院猪名川	1071	上	郡千種川
1021	西	野天王寺川	1072	竹	万安種川
1022	中	町杉原川	1073	木	津千種川
1023	西	脇杉原川	1074	有	年矢野川
1024	下野	間野間川	1075	三日	月志文川
1028	山下	枝万願寺川	1076	円山川	藪崎円山川
1029	下	里下里川	1077	多々良	木置円山川
1030	中	野万願寺川	1078	玉	田置円山川
1032	吉	井東条川	1079	上小	田置円山川
1033	桃	津美囊川	1080	大	屋大屋川
1035	山の	上美囊川	1081	八	鹿八木川
1036	御	坂志染川	1084	関	宮八木川
1037	三木本	町美囊川	1085	矢	根出石川
1038	魚	橋法華山谷川	1086	伊	府稲石川
1039	魚	住瀬戸川	1087	森	本竹野川
1043	牛	谷天川	1088	竹	野竹野川
1044	神	崎越知川	1091	香	住矢田川
1045	寺	前市川	1092	村	岡矢田川
1046	福	前市川	1093	湯	舟湯舟川
1047	砥	堀市川	1094	佐	津佐津川
1048	長	谷市川	1095	温	泉岸田川
1049	植	木市川	1096	浜	坂岸田川
1051	天	川天夢川	1098	対	田久斗川
1053	古知之	庄夢前川	1099	諸	寄大柄川
1054	書	写夢前川	1100	青	垣加古川
1055	護	持菅生川	1101	本	郷加古川
1056	実法	寺菅生川	1102	西	中加古川

付表2 兵庫県水位観測所一覧表その(2)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1103	小	南柏原川	1156	田中橋	大日川
1105	上成	松葛野川	1157	門前橋	北富士川
1106	篠	山篠山川	1158	掃守橋	成相川
1107	国	領竹田川	1159	落合ヶ	竹田川
1108	上	田竹田川	1160	魚ヶ	滝市川
1110	都	志都志川	1161	山	菅生川
1111	郡	家郡家川	1162	石	引原川
1112	志	筑宝珠川	1163	大久保	谷八木川
1116	桑	間洲本川	1164	赤根川	赤根川
1120	田行	寺三原川	1165	住吉橋	喜瀬川
1121	掃	守三原川	1166	上戸田	加古川
1126	藍	本武庫川	1167	黒田	加古川
1127	西野	上武庫川	1168	家	原千鳥川
1128	三	田武庫川	1169	加	美杉原川
1129	下青	田野青野川	1170	船	木東条川
1130	小	野黒川	1171	垂井橋	万勝寺川
1132	伊川岡	谷伊田川	1172	武田尾	武庫川
1133	西	橋山都賀川	1173	高平	羽束川
1134	甲	橋橋都石屋橋川			
1135	水道	橋橋北高夙屋橋川			
1136	森	川夙屋橋川			
1137	夙	川夙屋橋川			
1138	芦屋石	川芦明屋石谷川			
1139	明	川芦明屋石谷川			
1140	高谷川	内外高谷古野川			
1141	高谷川	内外高谷古野川			
1142	上	田菅奈佐川			
1143	春野	安垣井坂六代方川			
1144	藤	井坂六代方川			
1145	駄	井坂六代方川			
1146	味原川	内味原屋川			
1147	味原川	内外味原屋川			
1148	味原川	内外味原屋川			
1149	小	城坪建東篠山田川			
1150	大	坪建東篠山田川			
1151	今	田建東篠山田川			
1152	東本	荘田建東篠山田川			
1153	宮	田建東篠山田川			
1154	東良	橋牛内川			
1155	下所	橋牛内川			

付表 3 アメダス観測所資料提供府県一覧表 (略)

付表 4 兵庫県計測震度計設置市町一覧表 (略)

洪水予報業務等の実施に係る兵庫県と神戸地方気象台間の気象・河川情報等の交換に関する細目協定

兵庫県県土整備部土木局河川整備課（以下、「甲」という。）と神戸地方気象台（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成 21 年 3 月 10 日）」（以下、「協定」という。）に基づき、共同洪水予報業務に係る情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第 1 条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（運用・管理等）

第 2 条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

2 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡するものとする。

3 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

4 甲及び乙、相互の回線に係る経費については折半とする。

（情報の内容）

第 3 条 甲と乙が交換する情報は、別表 1～3 のとおりとする。

（情報の加工）

第 4 条 甲及び乙は、受領した情報を加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第 5 条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第 6 条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 7 条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

附則

- 1 本細目協定は、平成 22 年 9 月 7 日締結し、同日から実施する。
- 2 本細目協定は、平成 22 年 12 月 14 日一部改正し、同日から実施する。
- 3 本細目協定は、平成 25 年 1 月 10 日一部改正し、同日から実施する。
- 4 本細目協定は、平成 25 年 10 月 1 日一部改正し、同日から実施する。
- 5 本細目協定は、平成 26 年 3 月 26 日一部改正し、同日から実施する。

平成 26 年 3 月 26 日

甲 兵庫県県土整備部土木局河川整備課長 松本 正利

乙 神戸地方气象台観測予報管理官 西村 修司

別表1 甲、乙の洪水予報担当官署間で相互に交換する情報

情報名	提供範囲
1 洪水予報作業に係る情報	甲と乙が共同で行う予報文作成及び発表のための作業に必要とするもの

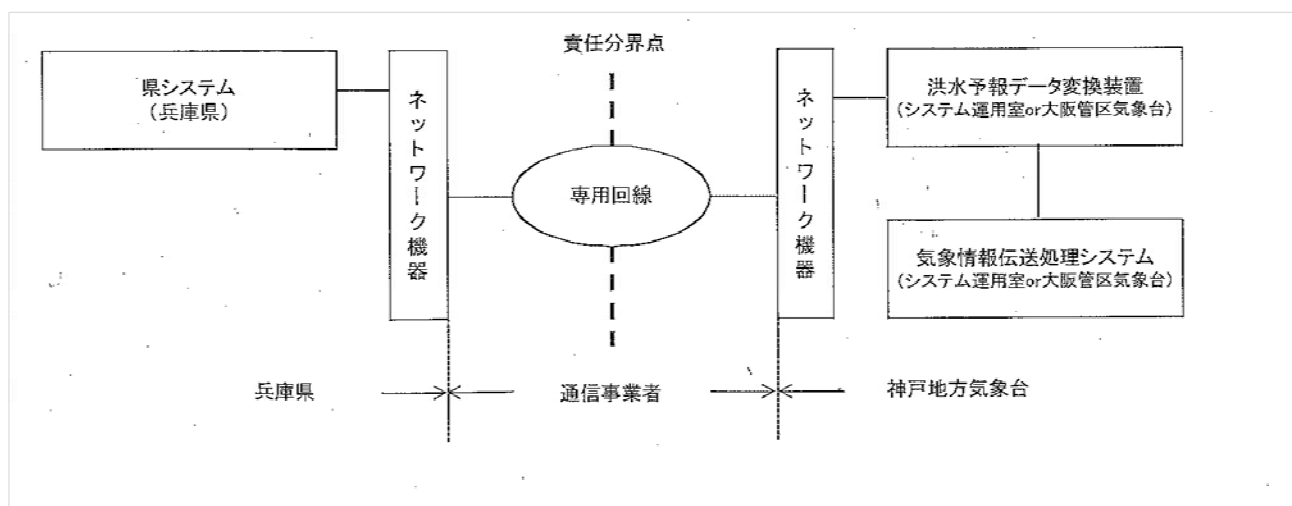
別表2 甲から乙に提供する情報

情報名	提供範囲
1 雨量実況値	兵庫県内
2 水位実況値	兵庫県内
3 水位予測値	兵庫県内の洪水予報基準点

別表3 乙から甲に提供する情報

情報名	提供範囲
1 メッシュ雨量実況値	兵庫県全域を含む
2 メッシュ雨量予測値	兵庫県全域を含む
3 流域平均雨量実況・予測値	兵庫県内の洪水予報を行う河川流域
4 アメダス実況値	兵庫県全域を含む
5 気象等の <u>特別警報、警報、 注意報</u> ・気象情報	<u>神戸地方気象台</u> 発表分
6 指定河川洪水予報	姫路及び豊岡河川国道事務所と <u>神戸地方気象台</u> 共同発表分

別図 システム接続方法及び責任分界点



津波における水防非常配備態勢に関する協定書

津波の特殊性に鑑み、港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）とは、津波における水防非常配備態勢について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波の来襲が予想されると認められる場合において、適切な水防活動態勢の確立、的確な情報伝達を図ることを目的とする。

（水防指令）

第2条 津波に係る水防指令の発令は、前条の目的を達成するため、当分の間、次により行うものとする。

- (1) 津波注意報が発表された場合、水防本部は、水防指令第1号を発令する。
- (2) 津波警報（ツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第2号を発令する。
- (3) 津波警報（オオツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第3号を発令する。

2 水防配備態勢の規模を縮小及び解除する場合は、甲、乙協議の上、決定する。

（潮位の報告等）

第3条 甲は、既存の潮位オンラインシステム、事務所からの報告等により海面の状況を把握することに努め、適宜、乙にその状況を報告する。

2 津波に係る問合せ等の対応については、甲、乙協力して対応する。

（雑則）

第4条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 港湾課長 長谷川 浩 三
乙 河川課長 熊 谷 清

変更協定書

港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）との間に平成8年4月1日付けにて協定した「津波における水防非常配備態勢に関する協定書」、及び平成15年4月1日付け協定した「変更協定書」の一部について、下記のとおり変更する。

記

第2条第1項中の(1)乃至(3)を削除し、「津波注意報、または津波警報が発表された場合、水防本部は水防指令第3号を発令する。」に変更する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

甲 港湾課長 平井 住夫

乙 河川整備課長 松本 正利

大雨注意報・警報基準

種類		大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準	
一次細分区域	二次細分区域	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準
兵庫県 南部	神戸市	123	R1=60	88	R1=40
	尼崎市	—	R1=50	128	R1=30
	西宮市	134	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	96	平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30
	芦屋市	137	R1=60	98	R1=30
	伊丹市	163	R3=100	117	R3=50
	宝塚市	134	R1=70	96	R1=30
	川西市	162	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	116	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	三田市	155	R1=60	111	R1=30
	猪名川町	161	R1=70	115	R1=30
	西脇市	155	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	116	R1=30
	篠山市	128	R1=60	96	R1=40
	丹波市	156	R1=60	117	R1=30
	多可町	155	R1=60	116	R1=40
	宍粟市	150	R1=60	112	R1=40
	市川町	136	R1=50	102	R1=30
	福崎町	130	R1=50	97	R1=30
	神河町	148	R1=60	111	R1=30
	佐用町	130	R1=50	97	R1=30
	明石市	124	R1=50	91	R1=25
	加古川市	126	R1=50	93	R1=30
	三木市	124	R1=60	91	R1=40
	高砂市	129	R1=50	95	R1=30
	小野市	128	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	94	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	加西市	126	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=100	93	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60
	加東市	135	R1=60	99	R1=40
	稲美町	128	平坦地:R1=50あるいは R3=70 平坦地以外:R3=70	94	平坦地:R1=30あるいは R3=40 平坦地以外:R3=40
	播磨町	—	R1=50あるいはR3=70	111	R1=30あるいはR3=40
姫路市	138	R1=50	86	R1=30	
相生市	168	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=60	105	平坦地:R1=20 平坦地以外:R1=30	
赤穂市	167	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	105	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	
たつの市	154	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	97	平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30	
太子町	154	R1=50	97	R1=30	
上郡町	168	R1=50	105	R1=30	
洲本市	138	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70あるい はR3=130	97	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=40あるい はR3=90	
南あす 市	143	R1=60	101	R1=30	
淡路市	132	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=140	93	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60	
兵庫県 北部	豊岡市	132	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=50	101	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30
	香美町	168	平坦地以外:R1=90	129	平坦地以外:R1=60
	新温泉町	180	平坦地以外:R1=60	138	平坦地以外:R1=30
	養父市	143	平坦地以外:R1=60	110	平坦地以外:R1=40
	朝来市	135	平坦地以外:R1=70	103	平坦地以外:R1=40

- ※ 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
- ※ 雨量基準欄において「平坦地」「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ※ 土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定しており、市町内における最低値を記載している。

洪水注意報・警報基準

種類		洪水警報基準			洪水注意報基準			指定河川洪水予報による基準
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
兵庫県南部	神戸市	R1=60	明石川流域=20 伊川流域=12 新湊川流域=12 武庫川流域=33	平地地: R1=45 and明石川流域=12	R1=40	明石川流域=16 伊川流域=10 新湊川流域=6 武庫川流域=18	平地地: R1=30 and明石川流域=12	—
	尼崎市	R1=50			R1=30	武庫川流域=20		猪名川[小戸] 武庫川[甲武橋]
	西宮市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70		平地地: R1=30 and武庫川流域=21	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30		平地地: R1=20 and武庫川流域=21	武庫川[甲武橋]
	芦屋市	R1=60			R1=30			—
	伊丹市	R3=100	武庫川流域=36		R3=50	武庫川流域=18		猪名川[小戸]
	宝塚市	R1=70	武庫川流域=36 波豆川流域=16	平地地: R3=90 and武庫川流域=19	R1=30	武庫川流域=22 波豆川流域=13	平地地: R3=60 and武庫川流域=19	—
	川西市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70			平地地: R1=30 平地地以外: R1=40			猪名川[小戸]
	三田市	R1=60	武庫川流域=28 羽束川流域=11 青野川流域=12		R1=30	武庫川流域=22 羽束川流域=7 青野川流域=10		—
	猪名川町	R1=70	猪名川流域=13	R1=50 and猪名川流域=10	R1=30	猪名川流域=10		—
	西脇市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域=33 杉原川流域=16 野間川流域=15		R1=30	加古川流域=26 杉原川流域=10 野間川流域=12		—
	篠山市	R1=60	篠山川流域=23 東条川流域=18 武庫川流域=15		R1=40	篠山川流域=15 東条川流域=10 武庫川流域=12		—
	丹波市	R1=60	加古川流域=37 篠山川流域=16 竹田川流域=25		R1=30	加古川流域=30 篠山川流域=13 竹田川流域=20		—
	多可町	R1=60	杉原川流域=12 野間川流域=11		R1=40	杉原川流域=10 野間川流域=9		—
	宍粟市	R1=60	管野川流域=9 伊沢川流域=9 引原川流域=18 千種川流域=13 志文川流域=6		R1=40	管野川流域=7 伊沢川流域=7 引原川流域=10 千種川流域=10 志文川流域=5		揖保川上流[山崎第二] 揖保川下流[龍野]
	市川町	R1=50	市川流域=30	平地地: R3=40 and市川流域=23	R1=30	市川流域=17		—
	福崎町	R1=50	市川流域=30		R1=30	市川流域=18		—
	神河町	R1=60	市川流域=23 小田原川流域=11 越知川流域=17	R1=45and市川流域=14	R1=30	市川流域=18 小田原川流域=6 越知川流域=14		—
	佐用町	R1=50	千種川流域=22 佐用川流域=17 志文川流域=16		R1=30	千種川流域=16 佐用川流域=14 志文川流域=13		—
	明石市	R1=50	明石川流域=18		R1=25	明石川流域=11		—
	加古川市	R1=50	法華山谷川流域=9		R1=30	法華山谷川流域=5		加古川下流[国包]
	三木市	R1=60	美囊川流域=23 志染川流域=12		R1=40	美囊川流域=12 志染川流域=10		加古川上流[板波]
	高砂市	R1=50	天川流域=11 法華山谷川流域=11		R1=30	天川流域=6 法華山谷川流域=9		加古川下流[国包]
	小野市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	東条川流域=18 万願寺川流域=18		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	東条川流域=14 万願寺川流域=11		加古川上流[板波]
	加西市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万願寺川流域=17 下里川流域=9		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万願寺川流域=14 下里川流域=7		—
	加東市	R1=60	東条川流域=18		R1=40	東条川流域=9		加古川上流[板波]
	稲美町	平地地: R1=50あるいはR3=70 平地地以外: R3=70			平地地: R1=30あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			—
	播磨町	平地地: R1=50あるいはR3=70			平地地: R1=30あるいはR3=40			—
	姫路市	R1=50	夢前川流域=16 菅生川流域=8 林田川流域=13 天川流域=8 大津茂川流域=11		R1=30	夢前川流域=13 菅生川流域=6 林田川流域=7 天川流域=4 大津茂川流域=9		揖保川下流[龍野] 市川[砥堀]
	相生市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60			平地地: R1=20 平地地以外: R1=30			—
	赤穂市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60		平地地R1=40 and千種川流域=25	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40		平地地R1=25 and千種川流域=25	千種川[上郡]
たつの市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域=14 栗栖川流域=9		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域=9 栗栖川流域=7		揖保川下流[龍野]	

洪水注意報・警報基準

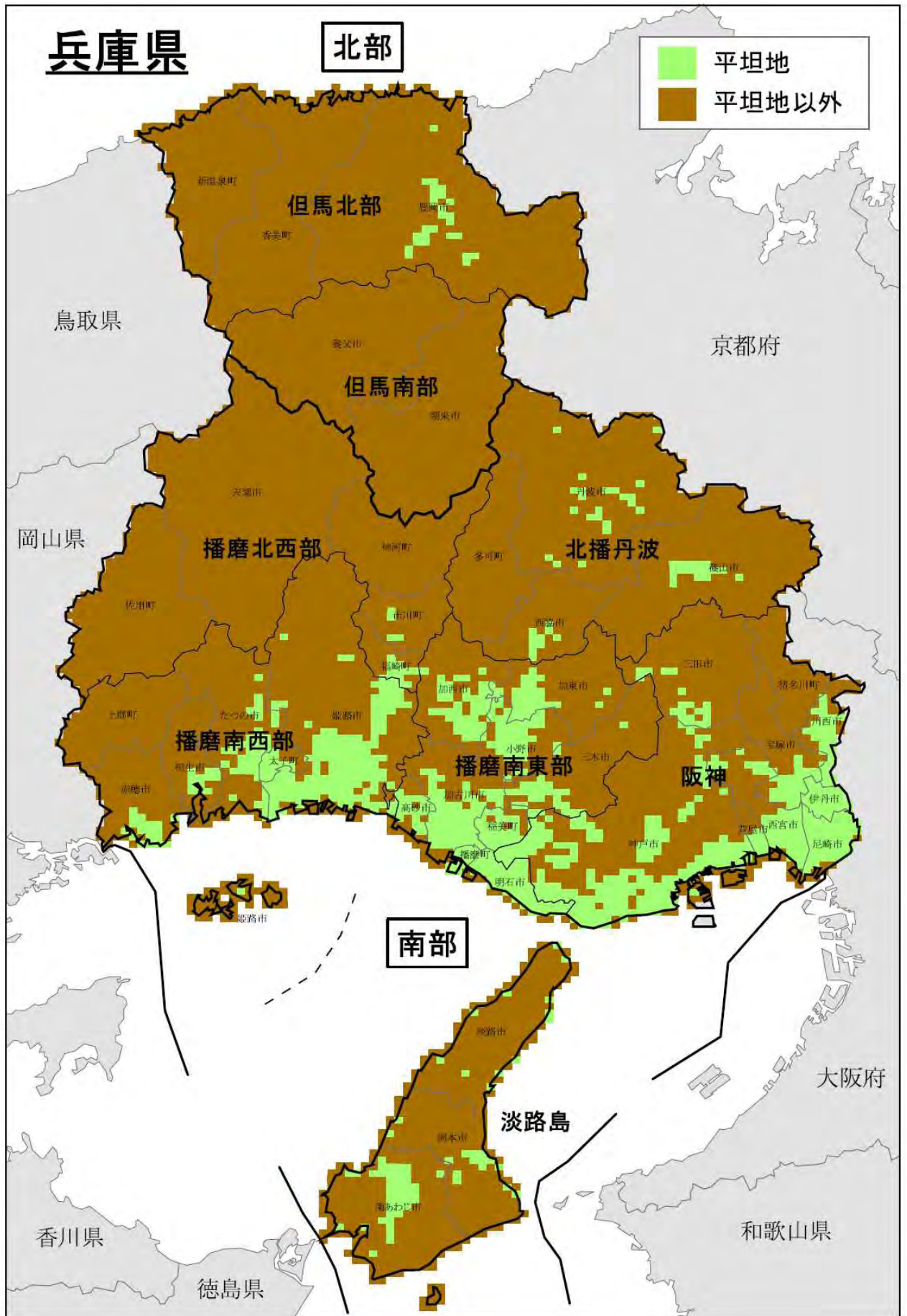
種類		洪水警報基準			洪水注意報基準			指定河川洪水予報による基準
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
兵庫県南部	太子町	R1=50	林田川流域=15 大津茂川流域=9		R1=30	林田川流域=12 大津茂川流域=6		揖保川下流[龍野]
	上郡町	R1=50	安室川流域=7 鞍居川流域=12		R1=30	安室川流域=6 鞍居川流域=10		千種川[上郡]
	洲本市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70 あ る いはR3=130	洲本川流域=15	平地地: R1=45 and洲本川流域=10	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あ る いはR3=90	洲本川流域=8		—
	南あわじ市	R1=60	三原川流域=27 大日川流域=20		R1=30	三原川流域=15 大日川流域=16		—
	淡路市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=140			平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			—
兵庫県北部	豊岡市	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	竹野川流域=18 稲葉川流域=17 六方川流域=5	平地地: R3=30 and円山川流域=32	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域=14 稲葉川流域=14 六方川流域=4	平地地: R3=20 and円山川流域=32	円山川[立野] 出石川[引原]
	香美町	R1=90	矢田川流域=16 佐津川流域=10	R3=90and矢田川流域=15	R1=60	矢田川流域=10 佐津川流域=8		—
	新温泉町	R1=60	岸田川流域=12 久斗川流域=11		R1=30	岸田川流域=10 久斗川流域=9		—
	養父市	R1=60	円山川流域=46 八木川流域=19 大屋川流域=18 建屋川流域=12 明延川流域=12		R1=40	円山川流域=37 八木川流域=15 大屋川流域=9 建屋川流域=10 明延川流域=10		—
	朝来市	R1=70	円山川流域=22 神子畑川流域=6 市川流域=17	R3=60and円山川流域=20	R1=40	円山川流域=18 神子畑川流域=4 市川流域=9		—

※ 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
 ※ 雨量基準欄において「平地地」「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

高潮注意報・警報基準

種類		高潮警報基準	高潮注意報基準
一次細分区域	二次細分区域	潮位(単位m)	潮位(単位m)
兵庫県 南部	神戸市	1.6	1.2
	尼崎市	1.8	1.2
	西宮市	1.8	1.2
	芦屋市	2.2	1.2
	明石市	2.0	1.2
	加古川市	2.3	1.2
	高砂市	2.3	1.2
	播磨町	2.3	1.2
	姫路市	1.8	1.2
	相生市	1.8	1.2
	赤穂市	2.0	1.2
	たつの市	2.0	1.2
	洲本市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2
	南あわじ市	紀伊水道側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2
淡路市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2	
兵庫県 北部	豊岡市	0.9	0.7
	香美町	0.9	0.7
	新温泉町	1.1	0.7

※ 潮位は標高上の高さ



付図3 洪水予報河川の位置図

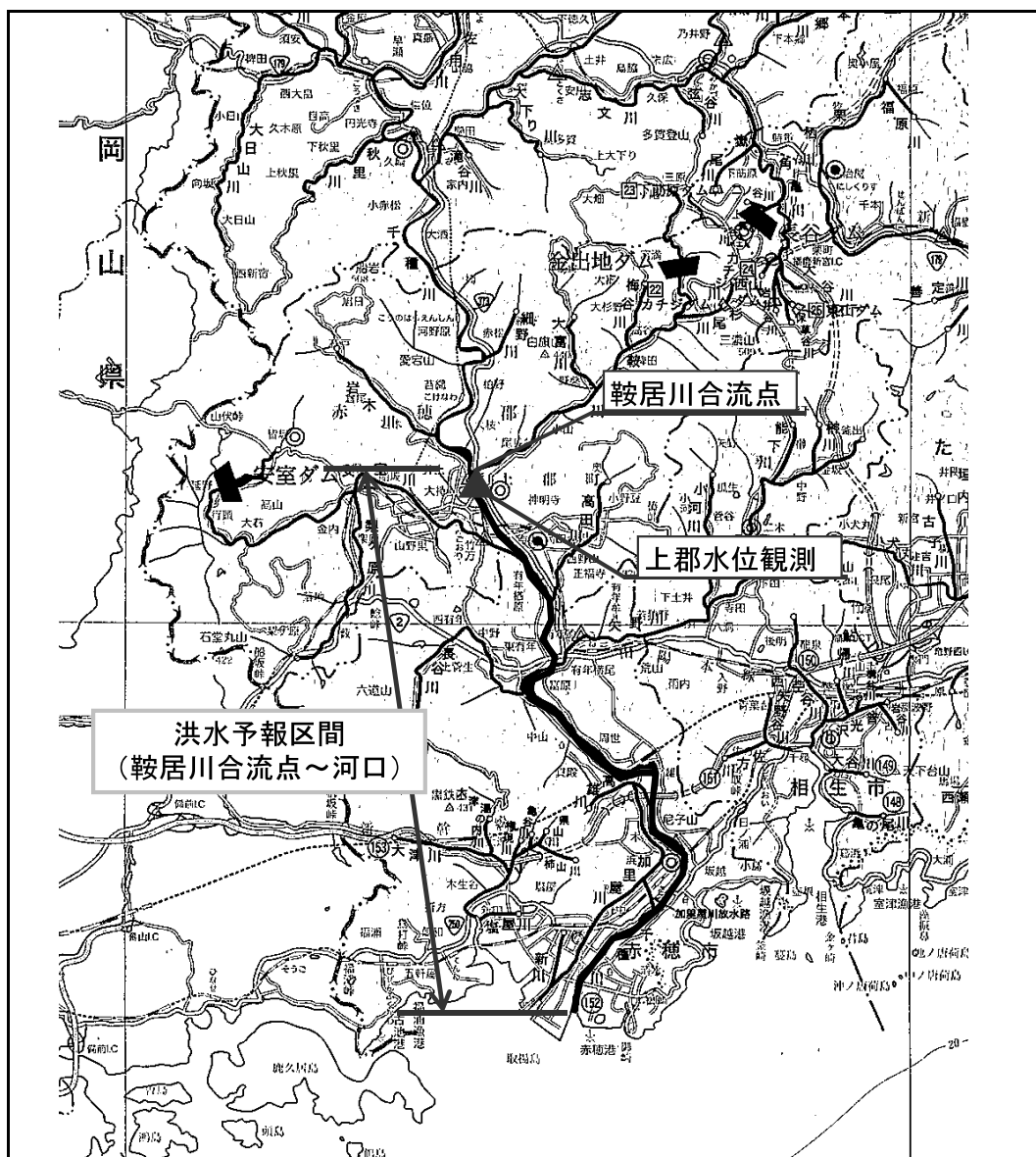


市川洪水予報の予報区間・基準地点



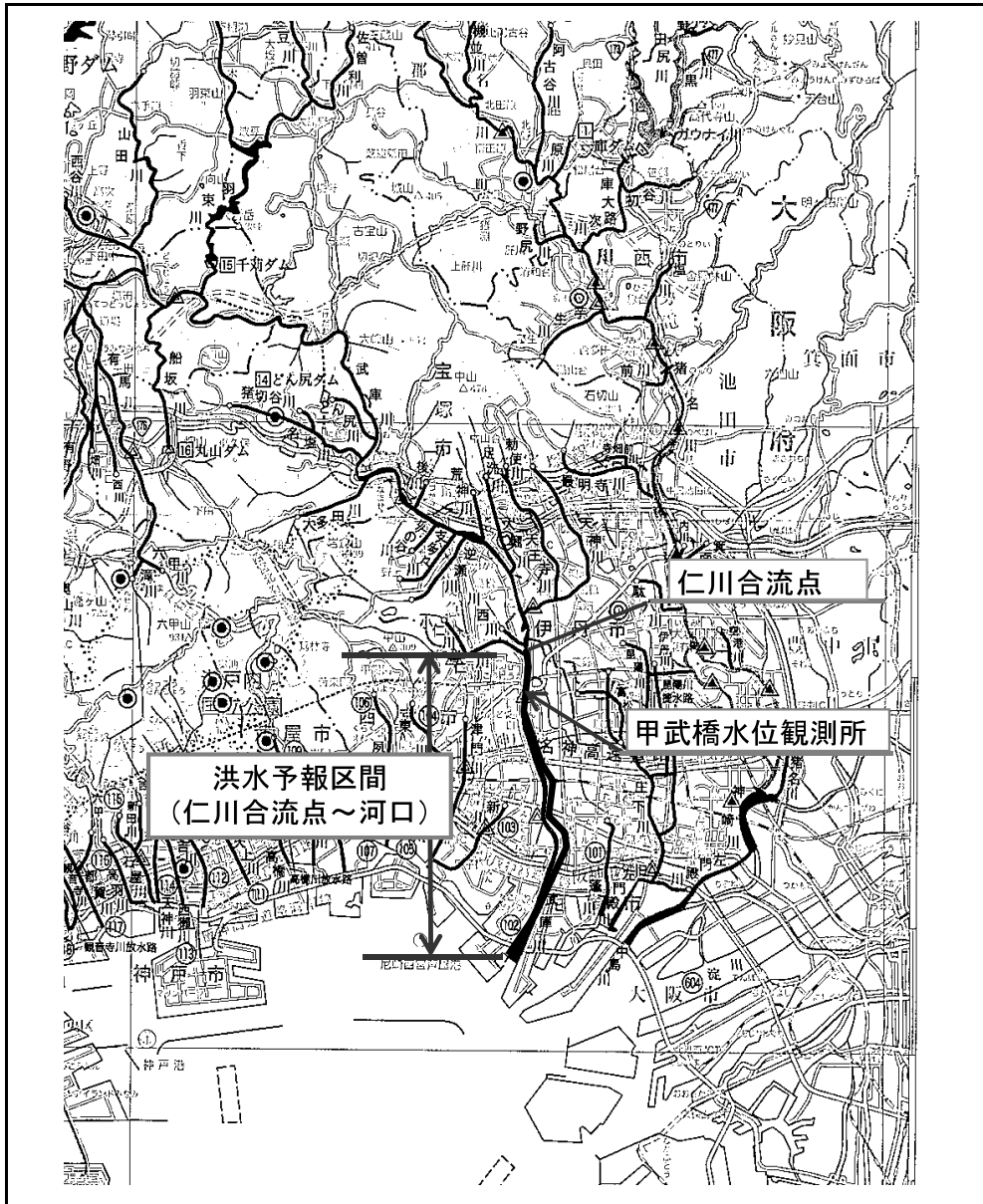
水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
市川水系	市川	左岸：兵庫県姫路市砥堀字林ノ谷 1400番の22地先から海まで 右岸：兵庫県姫路市砥堀字荒砂 839番地先から海まで	砥堀	兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所 気象庁 神戸地方気象台

千種川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
千種川系	千種川	左岸: 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで	上郡	兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所
		右岸: 赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで		気象庁 神戸地方気象台

武庫川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
武庫川系	武庫川	左岸: 尼崎市西昆陽4丁目1-1 地先から海に至るまで	甲武橋	兵庫県 阪神南県民センター西宮土木事務所
		右岸: 西宮市一里山町3-12 地先から海に至るまで		気象庁 神戸地方気象台

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)

【重要】県における氾濫危険水位、特別警戒水位は従前の基準に基づき記載しています。
このため本表で示す避難判断水位は避難勧告発令等の目安水位です。

発令県民局名 (H27.4.1現在)	発令事務所名 (H27.4.1現在)	水 防 警 報						水 位 周 知 河 川					
		名 称	指定区域	水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H27.4.1現在)	発令方法 (注)いずれかの水位計が発令基準に達したときに発令	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (m)	対象市町 (H27.4.1現在)		
神 戸	神 戸	淡河川	全域	淡河	1.20	1.60	神戸市		1.70	2.30	神戸市		
		武庫川	全域	道場	3.10	3.80	神戸市	阪神北とは別個に発令	4.60	6.20	神戸市		
		有馬川	全域	塩田	1.90	2.60	神戸市	阪神南とは別個に発令	3.00	3.80	神戸市		
		高橋川	全域	森北	0.70	0.90	神戸市		1.00	1.40	神戸市		
		住吉川	全域	住吉	1.40	1.90	神戸市		2.40	2.70	神戸市		
		石屋川	全域	水道橋	1.00	1.40	神戸市		1.80	2.00	神戸市		
		都賀川	全域	甲橋	1.00	1.40	神戸市		1.70	2.00	神戸市		
		新湊川	全域	菊水橋	2.00	2.80	神戸市		3.40	4.00	神戸市		
		妙法寺川	全域	上与市橋	1.50	2.10	神戸市		2.10	3.00	神戸市		
		福田川	全域	名谷	1.70	2.40	神戸市		3.00	3.50	神戸市		
		山田川	全域	西岡橋	1.30	1.90	神戸市		2.30	2.70	神戸市		
		明石川	全域	藤原橋 今津	1.60 1.50	2.20 2.10	神戸市	(注)	2.60 2.30	3.10 3.00	神戸市		
伊川	全域	伊川谷 上池	0.90 1.30	1.30 1.80	神戸市	(注)	1.50 2.10	1.90 2.50	神戸市				
阪神南	西 宮	武庫川	全域	甲武橋 小管根	2.20 2.60	3.20 4.00	尼崎市・西宮市	阪神北とは別個に発令	3.80 5.00	4.50 6.00	尼崎市・西宮市		
		有馬川	全域	上山口	0.90	1.30	西宮市	神戸とは別個に発令	1.60	1.90	西宮市		
	尼崎港・西宮	夙川	全域	夙川	1.20	1.60	西宮市	西宮・尼崎港 合同発令	2.00	2.30	西宮市		
		芦屋川	全域	芦屋川	1.00	1.40	芦屋市	西宮・尼崎港 合同発令	1.70	2.00	芦屋市		
阪 神 北	宝塚	猪名川	国交省発令区間を除く全域	多田院	4.20	5.20	川西市・猪名川町		6.00	7.00	川西市・猪名川町		
		武庫川	全域	生瀬 武田尾 三田	1.80 1.80 3.10	3.20 2.70 4.50	宝塚市・伊丹市・西宮市 三田市	神戸・阪神南とは別個に発令	3.30 3.10	4.30 4.20	宝塚市・伊丹市・西宮市 三田市		
		明石川	全域	明石川	3.18	3.88	明石市		4.46	5.00	明石市		
東 播 磨	加 古 川	谷八木川	全域	大久保	1.20	1.70	明石市		1.90	2.90	明石市		
		赤根川	全域	赤根川	1.00	1.40	明石市		1.79	2.40	明石市		
		瀬戸川	全域	魚住	0.80	1.20	明石市		1.86	2.13	明石市		
		吾瀬川	全域	住吉橋	0.70	1.10	播磨町・加古川市・稲美町		2.60 1.60 1.40	3.00 1.90 1.70	播磨町 加古川市 稲美町		
		法華山谷川	全域	魚橋	1.50	2.20	高砂市・加古川市		3.02	3.40	高砂市・加古川市		
		天川	全域	牛谷	1.70	2.50	高砂市		3.37	3.70	高砂市		
		加古川	国交省発令区間を除く全域	上戸田(下流) 上戸田(上流)	2.90	3.90	西脇市	(注)	4.50 3.90	5.55 6.04	西脇市(旧西脇市) 西脇市(旧黒田庄町)		
北 播 磨	加 東	美濃川	全域	山の上 桃津 三木本町	1.80 3.40 2.10	2.50 4.60 3.00	三木市	(注)	5.00 5.30 3.40	7.31 6.85 4.11	三木市(旧吉川町) 三木市(旧三木市)		
		志染川	全域	御坂	2.20	3.10	三木市		4.60	5.04	三木市(旧三木市)		
		万願寺川	国交省発令区間を除く全域	山枝 中野	1.40 1.80	2.00 2.60	加西市	(注)	2.80 3.00	3.26 3.52	加西市		
		下里川	全域	下里	1.70	2.50	加西市		3.10	4.11	加西市		
		万勝寺川	国交省管理分界から神鉄橋梁までの区間	垂井橋	0.60	0.90	小野市		1.20	1.90	小野市		
		東条川	小野市・加東市 国交省発令区間を除く	吉井(下流) 吉井(上流)	1.50	2.00	小野市・加東市	(注)	2.70 3.20	3.83 4.41	小野市 加東市		
		千鳥川	全域	家原	1.40	2.30	加東市		2.90	3.44	加東市		
		野間川	全域	下野間	1.60	2.30	西脇市・多可町		2.60	3.43	西脇市・多可町		
		杉原川	全域	中町 西脇	2.10 2.30	2.80 3.30	西脇市・多可町	(注)	2.80 3.30	2.99 4.29	西脇市・多可町 西脇市		
		中 播 磨	姫 路	林田川	全域	穴部	1.30	1.50	姫路市	西播磨とは別個に発令	1.70	2.00	姫路市
天川	全域			天川	2.00	2.50	姫路市		4.20	4.70	姫路市		
市川	全域			寺前 福崎 砥堀	1.90 4.10 3.30	2.70 5.00 4.30	姫路市・福崎町・神河町・市川町	(注)	3.10 5.20 5.00	3.60 6.00 5.40	神河町・市川町 姫路市(旧香寺町)・福崎町 姫路市		
越知川	全域			神崎	1.70	2.45	神河町		2.70	3.50	神河町		
夢前川	全域			古知之庄 書写 下手野	1.50 1.50 2.60	2.00 2.00 3.30	姫路市	(注)	2.40 3.20 3.90	2.80 3.40 4.50	姫路市(旧夢前町) 姫路市(旧姫路市)		
菅生川	全域			実法寺 護持	3.20 3.35	4.00 3.85	姫路市	(注)	4.50 4.60	4.90 4.90	姫路市(旧姫路市) 姫路市(旧夢前町)		
大津茂川	全域			勝原	1.60	2.10	姫路市	西播磨とは別個に発令	2.50	3.30	姫路市		
西播磨	龍 野			揖保川 引原川	全域	三軒家	2.00	3.00	宍粟市	引原川は国土交通省管理区間も含む 揖保川は国交省発令区間を除く	3.20		宍粟市
				菅野川	全域	春安	1.20	1.50	宍粟市		1.70	1.85	宍粟市
				千種川(千種)	全域	千種	1.10	1.60	宍粟市		2.00	2.80	宍粟市
	光 都	千種川(上三河)	全域	上三河	1.50	2.10	佐用町	千種川を3地区に分けて発令	2.50	3.70	佐用町		
		千種川(上郡)	全域	上郡	2.70	3.40	赤穂市・上郡町		3.80	4.70	赤穂市・上郡町		

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表(水位)

【重要】県における氾濫危険水位、特別警戒水位は従前の基準に基づき記載しています。
このため本表で示す避難判断水位は避難勧告発令等の目安水位です。

発令県民局名 (H27.4.1現在)	発令事務所名 (H27.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						水 位 周 知 河 川				
		名 称	指定区域	水位計	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H27.4.1現在)	発令方法 (注: いずれかの水位計が発令基準に達したときに発令)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	対象市町 (H27.4.1現在)	
西播磨	光 都	佐用川	全域	佐用水位	2.50	2.80	佐用町		3.00	3.80	佐用町	
		志文川	宍粟市を除く全域	三日月	1.10	1.60	佐用町		1.80	2.40	佐用町	
	龍 野	林田川	国交省発令区間を除く全域	穴部	1.30	1.50	たつの市	姫路とは別個に発令	1.70	2.00	たつの市	
		栗栖川	国交省発令区間を除く全域	福栖	1.40	1.90	たつの市		2.00	2.80	たつの市	
但 馬	豊 岡	大津茂川	全域	勝原	1.60	2.10	太子町	姫路とは別個に発令	2.50	3.30	太子町	
		奈佐川	国交省発令区間を除く全域	野垣	1.80	2.40	豊岡市		2.70	3.20	豊岡市	
		出石川	国交省発令区間を除く全域	矢根	2.20	2.80	豊岡市		3.70	4.20	豊岡市	
		稲葉川	全域	伊府	1.70	2.00	豊岡市		2.30	2.65	豊岡市	
	新 温 泉	竹野川	全域	森本	1.30	2.20	豊岡市		2.38	2.99	豊岡市	
		佐津川	全域	佐津	1.45	2.10	香美町		2.33	3.00	香美町	
		矢田川	旧美方町を除く全域	村岡	2.20	2.80	香美町	(注)	3.40	5.00	香美町	
				香住	2.10	2.90			3.90	5.92		
		湯舟川	全域	湯舟	0.90	1.50	香美町		2.10	2.40	香美町	
		岸田川	全域	浜坂	1.40	2.40	新温泉町	(注)	3.10	4.05	新温泉町(旧浜坂町)	
				温泉	0.50	1.10			1.50	2.20		新温泉町(旧温泉町)
		久斗川	全域	対田	1.50	2.20	新温泉町		2.40	2.81	新温泉町	
	大栃川	全域	諸寄	0.80	1.40	新温泉町		2.30	2.60	新温泉町		
	養 父	円山川	全域	多々良木	1.40	2.00	朝来市・養父市	(注)	3.00	3.80	朝来市	
				玉壺	2.20	3.10			3.40	4.20		
				藪崎	2.00	2.60			3.40	4.80		養父市
				上小田	2.50	3.60			4.50	5.50		
		八木川	全域	関宮	1.40	2.00	養父市	(注)	2.50	3.00	養父市	
	大屋川	全域	八鹿	1.80	2.30	養父市	(注)	3.80	4.80	養父市		
			大屋	2.00	2.50			3.00	3.50			
小城	2.00	2.80	3.20	4.00								
建屋川	全域	大坪	1.50	2.10	養父市		2.60	3.00	養父市			
丹 波	丹 波	竹田川	全域	上田	1.20	2.00	丹波市		2.60	3.00	丹波市	
		加古川	全域	本郷	2.30	3.30	丹波市		3.50	4.60	丹波市	
		東条川	全域	今田	2.00	2.40	篠山市		2.60	3.00	篠山市	
		篠山川	全域	篠山	1.80	2.50	篠山市・丹波市		3.50	4.10	篠山市・丹波市	
		宮田川	全域	宮田	2.10	2.60	篠山市		3.10	3.40	篠山市	
		柏原川	全域	小南	0.90	1.50	丹波市		1.60	2.00	丹波市	
		高谷川	全域	高谷川上流	1.30	1.90	丹波市		2.10	2.70	丹波市	
		葛野川	全域	上成松	2.20	2.80	丹波市		3.30	3.70	丹波市	
淡 路	洲 本	宝珠川	全域	志筑	1.50	2.20	淡路市		2.58	3.35	淡路市	
		洲本川	全域	桑間	1.10	1.70	洲本市・南あわじ市		2.20	2.75	洲本市・南あわじ市	
		三原川	全域	掃守	1.10	1.60	南あわじ市		1.68	2.40	南あわじ市	
		都志川	全域	都志	1.60	2.00	洲本市		2.21	2.70	洲本市	
		郡家川	全域	郡家	1.60	2.50	淡路市		2.56	3.36	淡路市	

水防警報河川 指定一覧表(高潮)

発令県民局名 (H27.4.1現在)	発令事務所名 (H27.4.1現在)	水 防 警 報 河 川						
		名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H27.4.1現在)	発令方法 (注: いずれかの潮位計が発令基準に達したときに発令)
阪神南	尼崎港	武庫川	全域	武庫川潮止堰	TP+1.2	TP+2.2	尼崎市・西宮市	
		左門殿川	全域	左門橋	左門橋標準 TP+1.7	左門橋 TP+2.2	尼崎市	

水防警報海岸 指定一覧表

発令県民局名 (H27.4.1現在)	発令事務所名 (H27.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 (高 潮)						
		名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H27.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が発令基準に達したときに発令)
阪神南	尼崎港	大阪湾沿岸 (尼崎地区)	全域	尼崎	TP+1.50	TP+2.20	尼崎市	
		大阪湾沿岸 (西宮芦屋地区)	全域	西宮	TP+1.70	TP+2.20	西宮市・芦屋市	
東播磨	加古川	播磨沿岸 (明石港)	全域	明石	TP+1.30	TP+1.80	明石市	
		播磨沿岸 (東播磨港)	全域	東二見 高砂	TP+1.30 TP+1.20	TP+1.80 TP+1.70	明石市・播磨町・加古川市・高砂市	(注)
中播磨	姫路港	播磨沿岸 (姫路港・妻鹿漁港)	全域	錦磨	TP+1.60	TP+2.10	姫路市・たつの市	
		播磨沿岸 (家島港・家島漁港)	全域	家島	TP+1.20	TP+1.70	姫路市	
西播磨	光都	播磨沿岸 (相生港・赤穂港)	全域	相生	DL+2.20	DL+2.60	相生市・赤穂市	
		播磨沿岸 (室津漁港海岸)	全域	室津	TP+1.20	TP+1.80	たつの市	
	龍野	播磨沿岸 (御津海岸)	全域	錦磨	TP+1.60	TP+2.10	たつの市	
但馬	豊岡	日本海沿岸 (津居山港・竹野港)	全域	津居山	TP+0.85	TP+0.90	豊岡市	
		新温泉	日本海沿岸 (柴山港)	全域	津居山	TP+0.85	TP+0.90	香美町
淡路	洲本	淡路島沿岸 (東浦)	旧淡路町～洲本市	由良	DL+2.15	DL+2.75	洲本市・淡路市	淡路島沿岸を4地区に分けて発令
		淡路島沿岸 (灘)	旧南淡町～洲本市	福良	DL+2.30	DL+2.70	洲本市・南あわじ市	
		淡路島沿岸 (西浦北部)	旧北淡町～旧五色町	江井	DL+1.95	DL+2.55	淡路市・洲本市	
		淡路島沿岸 (西浦南部)	旧西淡町	湊	DL+2.10	DL+2.70	南あわじ市	

発令県民局名 (H27.4.1現在)	発令事務所名 (H27.4.1現在)	水 防 警 報 海 岸 (津 波)			
		名 称	気象庁の 津波予報区	対象市町 (H27.4.1現在)	発令方法
神戸	神戸	大阪湾沿岸 (神戸市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	神戸市	気象庁による当該予報区への津波注意報・津波警報により自動発令
阪神南	尼崎港	大阪湾沿岸 (尼崎市・西宮市・及び芦屋市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	尼崎市・西宮市・芦屋市	
東播磨	加古川	播磨沿岸 (明石市・播磨町・加古川市・及び高砂市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	明石市・播磨町・加古川市・高砂市	
中播磨	姫路港	播磨沿岸 (姫路市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	姫路市	
西播磨	光都	播磨沿岸 (相生市・及び赤穂市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	相生市・赤穂市	
	龍野	播磨沿岸 (たつの市沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	たつの市	
但馬	豊岡	日本海沿岸 (豊岡市沿岸)	兵庫県北部	豊岡市	
	新温泉	日本海沿岸 (香美町・及び新温泉町沿岸)	兵庫県北部	香美町・新温泉町	
淡路	洲本	淡路沿岸 (淡路市沿岸・及び洲本市西浦沿岸)	兵庫県瀬戸内海沿岸	淡路市・洲本市	
		淡路沿岸 (南あわじ市沿岸・及び洲本市東浦沿岸)	淡路島南部	洲本市・南あわじ市	